

京都市会基本条例の検証・評価結果報告書(案)

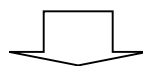
京都市会基本条例とは

京都市会基本条例とは、京都市会及び京都市会議員が市民の皆様に対して果たすべき役割などをお約束した条例であり、議会活動を行なううえでの理念や原則・制度などの基本的なことを定めている。

この条例は、平成26年3月17日に制定し、同年4月1日から施行している。

条例制定の目的

- 京都市会及び京都市会議員の役割に法的な根拠を与え、明確にすること。
→ 議員の役割は地方自治法に定めがなく、この条例で位置付けている。
- 京都市会のあるべき姿や京都市会の目指すべき方向性を、全議員の共通認識とすること。
- 市会改革の取組に根拠を与えること。



その先にある究極の目的は・・・

市民の皆様からの負託にこたえ、

市民福祉(市民生活)の向上と京都市の発展に貢献すること。

1 検証・評価の目的

- ・ 京都市会基本条例第32条において、同条例の施行後、その目的が達成されているかどうかについて検証することを定めている。このため、同条例の施行から一定期間が経過したことを踏まえ、京都市会では、市会改革推進委員会を中心に、平成28年度末までの京都市会の状況を対象として、平成29年4月から8月にかけて同条例の検証・評価を行った。
- ・ 評価に当たっては、市民福祉の向上と京都市の発展に貢献するため、京都市会及び京都市会議員がその役割を果たしているかどうかを検証し、その結果として、取組の充実や改善の必要性、また、条文改正の必要性を確認した。

<参考>京都市会基本条例(抄)

(条例の検討)

第32条 市会は、条例の施行後、条例の目的が達成されているかどうかについて検証し、その検証結果を勘案して、必要があると認めるときは、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

2 評価の手法と基準

(1) 評価の手法

- ・ 条例の章単位又は内容ごとに評価項目を設定したうえで、評価シートを作成し、これに基づいて検証・評価を行った。

なお、条文の内容が目的、理念、京都市会のルール、別に定めがあることを示している場合は、当該評価項目については、評価になじまないものとして、評価の対象とはしていない。(3項目あり)。

- ・ 評価シートは、シートA（資料3-1）とシートB（資料3-2）の2種類に区分した。シートAは、具体的な取組実績に基づいた検証・評価がなじまない（又はできない）評価項目に関し、所感等を確認するために用いる評価シートであり、シートBは、具体的な取組実績に基づいて検証・評価を行うために用いる評価シートであり、シートBについては、評価と併せて取組実績も参考に記載している。

<参考>各評価項目（評価シート別）と条例の章との関係

条例の章	評価シートAの評価項目	評価シートBの評価項目
前文	A-1 前文 <i>[評価対象外]</i>	—
第1章 総則	A-2 総則 <i>[評価対象外]</i>	—
第2章 市会の位置付けと役割	A-3 市会の位置付けと役割	—
第3章 議員の位置付けと役割	A-4 議員の位置付けと役割	—
第4章 市民と市会との関係	A-5 市民と市会との関係	B-1 請願及び陳情の取扱い
		B-2 公聴会及び参考人の制度の活用
		B-3 会議等の公開及び広報の充実
		B-4 広聴の充実
第5章 市会と市長等との関係	A-6 市会と市長等との関係	—
第6章 議会運営の原則等	A-7 議会運営の原則等	B-5 会期
第7章 市会の権能強化	A-8 政務活動費	B-6 学識者等の活用等による市会の権能強化
		B-7 他の地方公共団体の議会との連携
		B-8 事務局・図書室機能の強化
第8章 議員の定数及び議員報酬等	A-9 議員の定数及び議員報酬等 <i>[評価対象外]</i>	—
第9章 補則	A-10 補則	—

(2) 評価の基準

評価シートAの段階区分	評価シートBの段階区分	評価基準
1 (十分できている)	1 (十分できている)	条例の目的が全て達成されており、さらに積極的な取組を行っている。
2 (そこそこできている)	2 (かなりできている)	条例の目的が概ね達成されている。
	3 (そこそこできている)	充実させるべき点はあるものの、条例の目的が一定程度達成されている。
3 (できていない)	4 (あまりできていない)	改善すべき点があり、条例の目的が満足に達成されていない。
	5 (できていない)	条例の目的が全く達成されていない。
4 (その他)	6 (その他)	上記のいずれにも該当しない。

3 評価結果のポイント

(1) 評価の概略

- ・ 評価シートAについては、評価になじまないとして評価対象としなかった評価項目を除き、「十分できている」の他、概ね「そこそこできている」との評価となった。
- ・ 評価シートBについては、概ね「かなりできている」との評価となった。

<評価シートA（全10項目）>

評価	項目数（割合）
1（十分できている）	1項目（10%）
2（そこそこできている）	6項目（60%）
3（できていない）	0項目（0%）
4（その他）	3項目（30%）

<評価シートB（全8項目）>

評価	項目数（割合）
1（十分できている）	2項目（25%）
2（かなりできている）	5項目（62%）
3（そこそこできている）	1項目（13%）
4（あまりできていない）	0項目（0%）
5（できていない）	0項目（0%）
6（その他）	0項目（0%）

- ※ 各評価項目の評価結果の一覧は、資料1のとおり。
- ※ 評価結果の根拠となる主な実績の一覧は、資料2のとおり。

(2) 条文改正の必要性

条文改正については、いずれも必要がないとした。

- ※ 今回の検証・評価の対象期間後である平成29年5月に、京都市会基本条例を改正し、京都市会が議決すべき事件に「通称を命名する権利（ネーミングライツ）の付与の対象とする施設を定めること」を新たに追加した。

(3) 今後に向けて特に考えを示したもの

取組の充実などの観点から、以下の10項目については、今後に向けて特に考え方を示すべきものとして、15点にわたり記載した（うち3点は重複記載）。

網掛け部分は、現在、文案検討中

評価項目	具体的内容
A-3 市会の位置付けと役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常任委員会において政策テーマを設定したうえで委員間討議を行うなど、委員会としての政策提案に結び付く議員間討議の実現が望まれる。 ・ 上記に加え、学識者等の積極活用や超党派による政策研究会の積極活用などを通じて、より一層市会として政策提案機能を発揮できるよう努める。
A-4 議員の位置付けと役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員は、市民の代表であるとともに、市会を構成する一員として、議会活動を通じて市民の負託にこたえられるよう、努力し続けていく。
A-5 市民と市会との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の市政への参画の機会をより一層充実させるべく、市会改革推進委員会で若い世代の投票率の向上を目指して意見交換会等に取り組んだことを踏まえ、引き続き、それらの場を積極的に設けるよう努める。
A-7 議会運営の原則等	A-3 と同じ
A-8 政務活動費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政務活動費の使途の透明性の確保，市民的目線からの不断の点検が引き続き必要である。
B-2 公聴会及び参考人の制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公聴会については、活用すべき事案が発生した際には積極的に活用していく。
B-3 会議等の公開及び広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議等の公開及び広報の取組については、市民自らが情報を入手することができ、市民に情報がしっかりと伝わるよう、今後も更なる充実が求められる。 ・ 引き続き開かれた市会を推進する一方で、会議等においては、個人情報取扱いに十分配慮し、情報管理の徹底に努めていく。
B-4 広聴の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広聴の取組をより一層充実させるべく、市会改革推進委員会で若い世代の投票率の向上を目指して意見交換会等に取り組んだことを踏まえ、引き続き、それらの場を積極的に設けるよう努める。
B-6 学識者等の活用等による市会の権能強化	A-3 の2点目と同じ
B-8 事務局・図書室機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も事務局機能が十分発揮されるよう、適正な人員体制について適宜検証し、必要に応じて見直していくことが求められる。 ・ 今後も図書室の適正な管理運営がなされ、機能充実が図られるよう、議員及び市民が利用しやすい環境の整備に努めるとともに、体制の充実が求められる。 ・ 議員、会派としても、機能強化がいかされるよう、積極的に事務局及び図書室の調査機能を活用していく。

< 添付資料 >

- 資料1 評価結果等一覧
- 資料2 評価結果の根拠となる取組（実績）一覧
- 資料3-1 評価シートA
- 資料3-2 評価シートB